平成２４年（フ）第１４７号
群馬県伊勢崎市韮塚町412番地２　加藤住宅東１
債務者　對比地富子
１　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４９号
群馬県伊勢崎市安堀町114番地　細野ハイツＢ８
債務者　成田　広美（旧姓村越）
１　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５３号
群馬県渋川市伊香保町伊香保449番地85　関根盛数アパート奈須方
債務者　木村喜久江
１　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４号
群馬県吾妻郡中之条町大字横尾2320番地の１
債務者　今泉　一弘
１　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３号
群馬県高崎市倉渕町水沼1939番地
債務者　土屋　貴幸
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２０７号
相模原市中央区星が丘１丁目10番１号　グルワール星が丘501号室美間和幸方
債務者　柏木　道由
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１７号
相模原市南区大野台３丁目22番１号　エナーサ大野台102号
債務者　福田　健一
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２０号
相模原市緑区相原２丁目12番26―203号、住民票上の住所東京都調布市染地３丁目１番地78　多摩川住宅ハ８―501号
債務者　奥村さやか（旧姓古舘）
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０９号
新潟市中央区堀割町５番36号、前住所新潟市中央区堀割町５番14号　森映ハイツ堀割２Ｆ室
債務者　坂田　正徳
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２３号
新潟市東区桃山町２丁目174番地　市営住宅Ｊ棟304
債務者　和田　英子
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
愛知県一宮市三ツ井５丁目20番12号　メゾン・ド・フローラⅡ202号
債務者　上田　洋子
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７８７号
京都市左京区高野西開町38番地１　高野川ハイツ405号
債務者　山本　仁志
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
京都市下京区五条通堀川東入中金仏町215番地６　増田屋ビル５Ｂ
債務者　書肆砂の書こと　寺井　昌輝
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０８号
京都府宇治市大久保町久保19番地の１　ラ・フェール大久保106号
債務者　和田亮一郎
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４６号
京都市伏見区撞木町1131番地　サンアヴェニュー墨染101
債務者　上羽　　親
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
京都府福知山市字中ノ100番地の60
債務者　中澤　　強（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
大阪府河内長野市西片添町11番20号
債務者　入口　嘉明
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係